

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市においてはこれまで、情報通信技術（以下「ICT」という。）の急速な進展を地域情報化計画に反映させながら、ICT を効果的に活用することにより、行政課題の解決や産業、教育、市民生活などの様々な分野における地域社会の発展に努めてきました。

新たな計画では、平成 28 年度を初年度とする「第六次甲府市総合計画」（以下「総合計画」という。）が目指す都市像の実現に向け、ICT を活用して、市民目線での行政サービスの創出や低いコストで最適な行政サービスの運営を目指すため、「甲府市地域情報化計画（2016～2020）」を策定することとしました。

◇都市像「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」

2 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である総合計画に掲げるそれぞれの施策や事業等の実現を、支援するものであります。

また、本計画の取組の設定にあたっては、市民目線からの効果の明確化とともに、地域社会全体を見据えた持続可能性などの観点から整理を行いました。

本計画の着実な推進に向けては、取組項目に掲げる個々の事業の実施を通じて、ICT マネジメント体制の確立を図ることとします。

3 計画の期間

計画期間は、平成 28 年度（2016）から平成 32 年度（2020）までの 5 年間とします。

今後においても、ICT はさらなる進歩を遂げて行くと想定され、通信インフラ端末機器の普及といった形から、これまで蓄積してきたハード、ソフト両面の資産を、より安全に利活用し、かつ市民生活を豊かにする方向にシフトして行くと考えられます。

このことから、これまで計画期間を 3 年間としてきましたが、今後は、中期的な視野で各施策に取り組んでいくため、計画期間を 5 年としました。

なお、ICT の進展の状況や変化する社会制度等に的確に対応するため、計画の中間年度となる平成 30 年度（2018）において、計画に位置づける取組項目について検証を行い、中間取りまとめと見直しを実施します。